

第2回 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 事項書

日時: 令和元年5月17日(金) 14:00 ~

場所: 第一ビル 6階大会議室
(津市羽所町345番地)

1 開会

2 議事

- (1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
- (2) 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等
- (3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加等

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

- 資料1-1 合意形成のあり方に関する課題整理
- 資料1-2 第1回部会における主な課題と対応
- 資料1-3 第1回部会におけるご指摘事項に対する対応案
- 資料2 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等
- 資料3 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者(元請業者)の責務の追加、
土地所有者等の責務の見直し等

合意形成のあり方に関する課題整理

第1回部会において、合意形成のあり方に関する論点と考え方についてお示しし、ご議論いただいたところ、合意形成手続の手法等について様々なご意見をいただきました。

このため、第1回部会でご指摘いただいた内容をふまえ、合意形成に係る手法等について再検討することとします。

○背景

本県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る同意取得手続きとして、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」という。）第16条を根拠に法的義務として同意を求める運用を行っているものの、条例本則ではなく条例から委任された「三重県産業廃棄物処理指導要綱」（以下「指導要綱」という。）に事前手続の目的・内容・程度を定めており、かつ処理施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に同意取得を実質上課していることから、地方自治法上の課題があります。

【課題1】課す義務の内容を条例本則に規定していない。

【課題2】設置者の財産権の侵害にあたるおそれがある。

また、「産廃条例」第16条において、「産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意形成を図りながら進めること」としているものの、「指導要綱」では事業計画の周知方法に関し、具体的な規定が定められていません。

これらの課題を解消するため、義務を課し、権利を制限する規定を指導要綱に委任している形及び合意形成を図る方法を見直すとともに、地域住民に対して設置者が行う事業計画を周知する具体的な方法を規定する産廃条例の改正を検討しています。

○第1回部会でのご指摘事項

【合意形成を図る方法の追加について】

- 集团的合意形成手続と個別的合意形成手続を併用する制度上、個別的合意形成手続を選択する設置者が一定程度いないと、条例制定の立法事実が無くなるのではないか。
- 集团的合意形成手続に相当の期間を要した場合、同手続を終了させる期間の目安を設ける必要があるのではないか。
- 集团的合意形成手続と個別的合意形成手続のどちらの方法を選択しても同じ結果が得られるような制度になっているか。

- 集团的合意形成手続と環境影響評価に係る手続きとの関係性をどう整理するか。

【合意形成の判断について】

- 集团的合意形成手続において、瑕疵の有無や合意形成自体の有無について、許可後に住民から問題提起があった場合に、合意形成手続の位置づけについて整理が必要である。
- 生活環境保全上の支障の有無について県が客観的に判断する方法について検討が必要である。

【県の関与について】

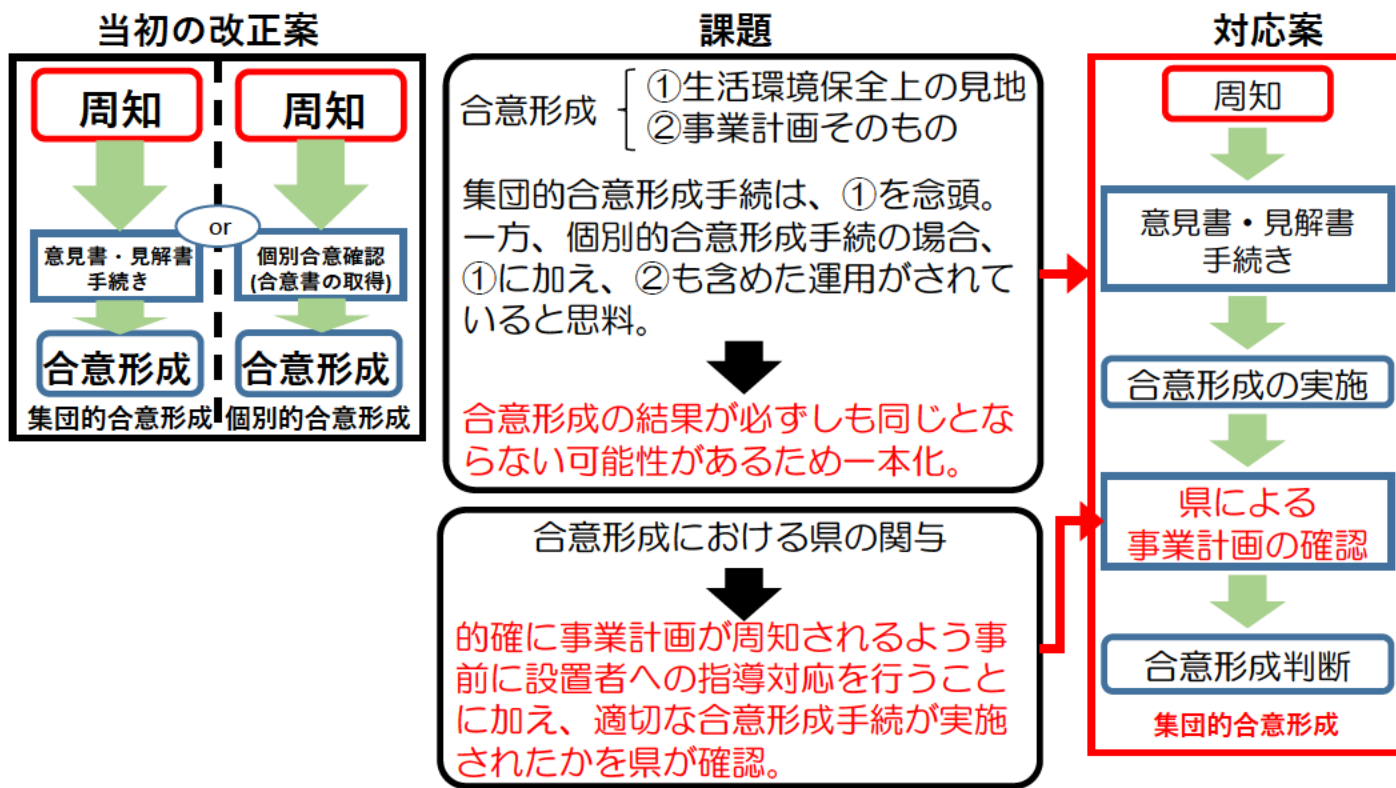
- 合意形成の醸成において、第三者的に行政が関わった方がまとまりやすく、設置者、住民の両方にとってメリットがあると考えられることから、もう少し県が関与した方が良いのではないか。

【条例の実効性の確保について】

- 合意形成手続と廃棄物処理法の許可について、それぞれの趣旨・目的を整理したうえで、解釈規定を置くかどうか判断すべき。
- 条例手続きを行わない者への勧告・公表の規定について、どのタイミングでどのような事柄について行うかを整理する必要がある。

【第1回部会における主な課題と対応】

①合意形成手続の方法について



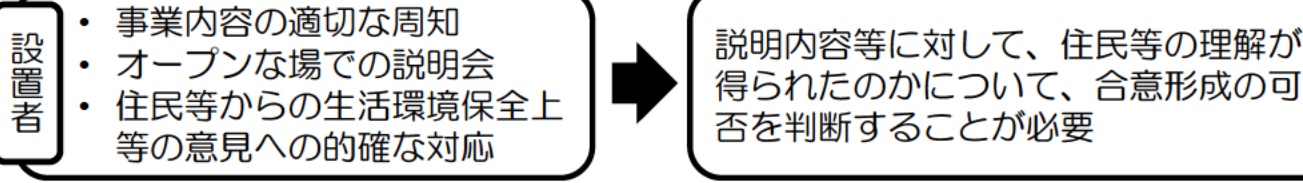
②合意形成の判断について

課題

集団的合意形成手続において、設置者と住民等の間で、合意形成が図られたか否かの考え方の整理

対応案

①設置者と住民等の合意形成



住民等の相当程度が事業内容を理解したことをもって集団的合意形成が図られたとすることが適切。

②合意形成の県の判断

事業内容における生活環境保全上の適切な配慮や、住民等の一定の理解が得られているか否かの観点から、合意形成の有無を判断することが適切。

現在の主な手続フロー

事業計画概要の策定

事業周知計画書作成

○設置者と県による事前調整

- 周知内容と周知方法について県が把握。
- 周知方法及び周知に用いる資料については、設置者の意向に委ねている。

設置者による周知の実施

〔設置者が周知実施結果報告を県へ提出〕

設置者による同意取得

○設置者と住民等による合意形成

- 設置者は、同意取得の前に、住民等に対し、周知計画書に基づき事業内容を周知。
- 周知結果報告書に基づき、周知が十分でない場合は、県が再度の周知を指導。
- 設置者が住民等への個別説明等により、同意書を取得。

事業計画書作成

設置者と行政機関による事前協議会

○設置者と県による協議

- 設置者が同意取得後に作成した事業計画書に基づき関係行政機関と協議・指導。

手続終了

改正後の主な手続フロー(案)

事業計画概要の策定

事業計画書作成、
県が公表

○設置者と県による事前調整

- 設置者が作成した事業計画書について、**県が確認・指導**。
- 具体的な周知方法・周知範囲を定め、それに基づき**県が確認・指導**。

設置者による公告・縦覧、説明会の実施

意見書・見解書手続

設置者が意見書・見解書の内容を公告・縦覧

(必要に応じて) 設置者による説明会の実施

○設置者と住民等による合意形成

- **設置者と住民等が**、説明会及び意見書・見解書手続を通じて、生活環境保全上の見地を主として、事業の実施について**コミュニケーションを図る**。
- 住民等の相当程度が事業内容を理解したと設置者が判断した時点で、設置者と県による協議となる。
なお、本合意形成手続は、設置者と住民等との当事者間で行うのが適当。

合意形成手続終了報告

終了報告内容の公表

設置者と行政機関による協議

合意形成手続終了公表

○設置者と県による協議

- **設置者は**、住民等からの意見を踏まえた事業計画書及び住民等の理解状況を**県に報告**し、**県はその内容を公表**。※公表後に住民等から意見・疑義があった場合、設置者と県による協議を行った上で、必要に応じて再度、合意形成プロセスを行うことも想定。
- 合意形成過程で住民等から出された意見を反映した事業計画書に基づき**関係行政機関と協議・指導**。
- **県が上記報告内容を確認**し、設置者と住民等との間で**合意形成が図られたと判断**され、関係行政機関と協議が終了した時点で、手続が終了した旨を**公表**。

手続終了

第 1 回部会におけるご指摘事項に対する対応案

【合意形成を図る方法の追加について】

ご指摘事項	対応案
集团的合意形成手続と個別的合意形成手続を併用する制度上、個別的合意形成手続を選択する設置者が一定程度いないと、条例制定の立法事実が無くなるのではないか。	ご指摘を踏まえ、資料 1 - 2 のとおり、集团的合意形成手続のみとすることとします。
集团的合意形成手続に相当の期間を要した場合、同手続を終了させる期間の目安を設ける必要があるのではないか。	事業の内容や事業が行われる場所により、集团的合意形成が図られる期間は一定ではないと思われるため、手続終了までの目安を設けることは困難であると考えています。
集团的合意形成手続と個別的合意形成手続のどちらの方法を選択しても同じ結果が得られるような制度になっているか。	ご指摘を踏まえ、資料 1 - 2 のとおり、集团的合意形成手続のみとすることとします。
集团的合意形成手続と環境影響評価に係る手続との関係性をどう整理するか。	手続の目的が異なり、合意形成手続では最終的な合意形成の判断を行う必要があるため、原則それぞれ行う必要があると考えていますが、手続の中で重複する部分があれば省略することも検討します。

【合意形成の判断について】

ご指摘事項	対応案
集团的合意形成手続において、瑕疵の有無や合意形成自体の有無について、許可後に住民から問題提起があった場合に、合意形成手続の位置づけについて整理が必要である。	合意形成が図られたかどうかについては、設置者から合意形成過程の状況が分かる書類等の提出を求め、更に必要に応じて有識者からの意見聴取を行う等により、慎重に判断することを検討します。
生活環境保全上の支障の有無について県が客観的に判断する方法について検討が必要である。	

【県の関与について】

ご指摘事項	対応案
合意形成の醸成において、第三者的に行政が関わった方がまとまりやすく、設置者、住民の両方にとってメリットがあると考えられることから、もう少し県が関与した方が良いのではないかと。	合意形成は一義的には設置者と住民等の問題であると考えていますが、合意形成過程における住民等の意見が事業計画に反映されているか等について、県が確認する規定（協議会の開催）を設けることを検討します。

【条例の実効性の確保について】

ご指摘事項	対応案
合意形成手続と廃棄物処理法の許可について、それぞれの趣旨・目的を整理したうえで、解釈規定を置くかどうか判断すべき。	他自治体の条例の規定や、その運用等を参考に、実効性のある規定となるよう検討したいと思います。
条例手続きを行わない者への勧告・公表の規定について、どのタイミングでどのような事柄について行うかを整理する必要がある。	

優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等

1. 現状

現行の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「産廃条例」という。）では、排出事業者が産業廃棄物の処分を許可業者に委託するときは、委託前及び1年に1回、委託する産業廃棄物を処分するための能力を当該許可業者が現に有していることを実地に確認し、その状況を記録及び保存することを義務付けています（第7条）。

また、県外の排出事業者には、県が県外から県内へ搬入される産業廃棄物についての状況を事前に把握するとともに不適正な処分が行われるおそれがある場合に適切な指導を行うため、一定量以上の産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合には県への届出義務を課しています（第9条～第12条）。

なお、平成22年の廃棄物処理法の改正により優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）が創設されたところですが、本県においては、優良認定処理業者への委託であっても、排出事業者責任や指導対応等の観点からこうした条例の規制を一律に適用しています。

2. 運用上の課題等について

- ・優良認定処理業者への委託に係る処理の状況に関する確認について、国は法改正の施行通知（平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）で、優良認定処理業者が公表している情報による間接的な確認方法も考えられるとしている中で、産廃条例第7条に基づく実地確認の規定を見直す必要はないか。
- ・県外の排出事業者が県内の優良認定処理業者に委託する場合、事前の状況把握等を目的に義務を課している県内搬入届出に係る規定について、見直す必要はないか。
- ・優良認定制度が創設され、同制度の促進が望ましい状況において、県が優良認定処理業者の育成に取り組むとする規定を設ける必要はないか。

3. 改正の方向性及び目的について

産廃条例第7条に基づく産業廃棄物の処分を委託する場合の実地確認について、優良認定制度の創設などにより、間接的な方法で同等程度の確認ができるようになったことなどを踏まえ、排出事業者責任の重要性に対する認識が希薄化しないことを前提に規制の合理化を検討することが必要です。

また、県外の排出事業者に課している一定量以上の産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合の届出についても、優良認定処理業者に処理委託する場合は規制の合理化を検討することが必要です。

さらに、優良認定制度が創設された趣旨に鑑み、産廃条例に理念規定を設け、優良認定処理業者の育成を一層図ることが必要です。

これらのことから、次の改正を行いたいと考えています。

- ・優良認定処理業者に処分を委託する場合の確認等に係る規制を合理化すること。
- ・優良認定処理業者に処分を委託する場合の県内搬入届出に係る規制を合理化すること。
- ・県が優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定を追加すること。

【参考】

＜優良認定制度の概要＞

廃棄物は不要なものであるため、安かろう悪かろうの処理に流れる、言わば、悪貨が良貨を駆逐する産業構造となりやすく、適正処理を確保するためには、不適正処理業者の排除を徹底していくとともに、適正に処理する業者が、不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立つことができるようにすることが重要であるため、平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしている産業廃棄物処理業者を「優良認定処理業者」として認定する制度が創設されました。

【優良基準の概要】

通常の許可基準に加え、以下の①～⑤の全ての基準を満たした産業廃棄物処理業者を認定する制度

- ①遵法性：従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと
- ②事業の透明性：産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること
- ③環境配慮の取組：ISO14001 などの認証を受けていること
- ④電子マニフェスト：電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
- ⑤財務体質の健全性：自己資本比率 10%以上、法人税等の滞納がないことなど、財務体質が健全であること

＜排出事業者による処理状況に関する確認の努力義務の明確化＞

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する場合における処理の状況に関する確認を行う努力義務規定が定められました。排出事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法として、国は実地確認による方法のほか、優良認定処理業者等が公表している産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理の状況等に関する情報により間接的に確認する方法を示しています。

論点と考え方

【論点一覧】

1. 処分を委託する場合の確認等（第7条）

（1）規制の合理化を行う対象

「優良認定処理業者（ただし、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への委託については、現行の産廃条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認に関して、条例施行規則第3条第1項で定めている実地確認以外での確認を可能としてはどうか。

2. 県内搬入に係る届出等（第9条～第12条）

（1）規制の合理化を行う対象

「優良認定処理業者（ただし、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への委託については、現行の産廃条例第9条第1項で規定している200t未満又は200m³未満の裾切り要件を、1000t未満又は1000m³未満としてはどうか。

3. その他

県が優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定を産廃条例に新たに追加してはどうか。

1. 処分を委託する場合の確認等（第7条）

（1）規制の合理化を行う対象

「優良認定処理業者（ただし、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への委託については、現行の産廃条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認に関して、条例施行規則第3条第1項で定めている実地確認以外での確認を可能としてはどうか。

（考え方）

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする、排出事業者責任の原則が規定されています。このため、廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。

排出事業者責任の徹底を図るため、産廃条例第7条では、産業廃棄物の処分を委託する場合の確認を義務付け、その確認方法については、産廃条例施行規則第3条第1項により実地に調査することとしています。

このような中、廃棄物処理法の改正により創設された優良認定制度においては、産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理状況等の公表といった事業の透明性等に係る基準が定められています。優良認定処理業者へ委託する場合、産廃条例で確認を求めている事項に関して、公表されている情報により一定の確認が可能であると考えられることに加え、遵法性等について通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしていることを加味すると、実地確認を行わなくとも、現行の産廃条例第7条で求められている排出事業者としての責務を果たすことができると考えます。

なお、廃棄物処理法では、優良認定の取消規定がないため、仮に、特定不利益処分を受ける等、優良認定取得後に認定基準を満たさなくなった場合でも、次回の許可更新までの間は、優良認定処理業者として事業を継続できるという運用上の課題があります。このような特定不利益処分を受けた優良認定処理業者に委託する場合に実地確認の省略を認めることは適切ではないと考えられるため、実地確認以外での確認を可能とする業者は、「優良認定処理業者のうち、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けていない者」とすることが妥当と考えられます。

＜参考 1＞ 産廃条例の確認事項と優良基準との関係性

産廃条例の確認事項	関係する優良基準
①委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設に関する事項 ・ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 ・ 産業廃棄物の一連の処理の行程 ・ 産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量 ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況
②委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況
③委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設に関する事項 ・ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 ・ 産業廃棄物の一連の処理の行程 ・ 産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量

＜参考 2＞ 条例で実地確認を義務付けている都道府県の状況

三重県を含む 11 道県が条例で実地確認を義務付けており、うち、5 道県（北海道、宮城県、岐阜県、静岡県、愛知県）が優良認定処理業者への委託に関して、実地確認を免除している。

実地確認の適用除外あり	実地確認の適用除外なし
北海道、宮城県、岐阜県、静岡県、愛知県	岩手県、新潟県、長野県、三重県、山口県、熊本県

2. 県内搬入に係る届出等（第9条～第12条）

（1）規制の合理化を行う対象

「優良認定処理業者（ただし、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への委託については、現行の産廃条例第9条第1項で規定している200t未満又は200m³未満の裾切り要件を、1000t未満又は1000m³未満としてはどうか。

（考え方）

産廃条例第9条による県内搬入届出制度は、県外の排出事業者には、産廃条例第7条の産業廃棄物の処分を委託する場合の確認義務を課することができないことから、一定量以上の産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合に県知事への届出義務を課し、事前に状況を把握するとともに、不適正な処分等が行われるおそれがある場合に、適切な指導を行うことを目的として設けた規定です。

産廃条例制定後、平成22年の廃棄物処理法の改正により、全国一律的に排出事業者による処理状況に関する確認の努力義務規定が設けられました。また、優良認定制度が創設され、優良認定処理業者においては、産業廃棄物の処理状況等についてインターネットで公表する等、事業の透明性や遵法性等が一定確保されています。このため、優良認定処理業者への委託については、事前の状況把握や適切な指導対応を行うためといった県内搬入届出の目的が一定担保されることから、県内搬入届出に係る規定について合理化を図ることが適当と考えられます。

一方、多量の産業廃棄物や有害な産業廃棄物（指定特別管理産業廃棄物）の県外からの搬入に関しては、これらの処理に関する処理施設周辺の住民等の不安感に対し、県が迅速かつ的確に対応するため、引き続き、県内搬入届出を義務付ける必要があります。

また、多量の産業廃棄物の考え方については、廃棄物処理法において、年間1000t以上の産業廃棄物を排出する事業所を設置する事業者が多量排出事業者と定義されていることを参考にして、1000tを基本とすることが適当と考えられます。

以上のことから、優良認定処理業者への委託については、現行の産廃条例第9条第1項で規定している県内搬入届出の裾切り要件を200t未満又は200m³未満から1000t未満又は1000m³未満とすることが妥当と考えられます。

なお、対象は、「1. 処分を委託する場合の確認等（第7条）」と同様に「優良認定処理業者のうち、優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けていない者」への委託に限ることが妥当と考えられます。

3. その他

県が優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定を産廃条例に新たに追加してはどうか。

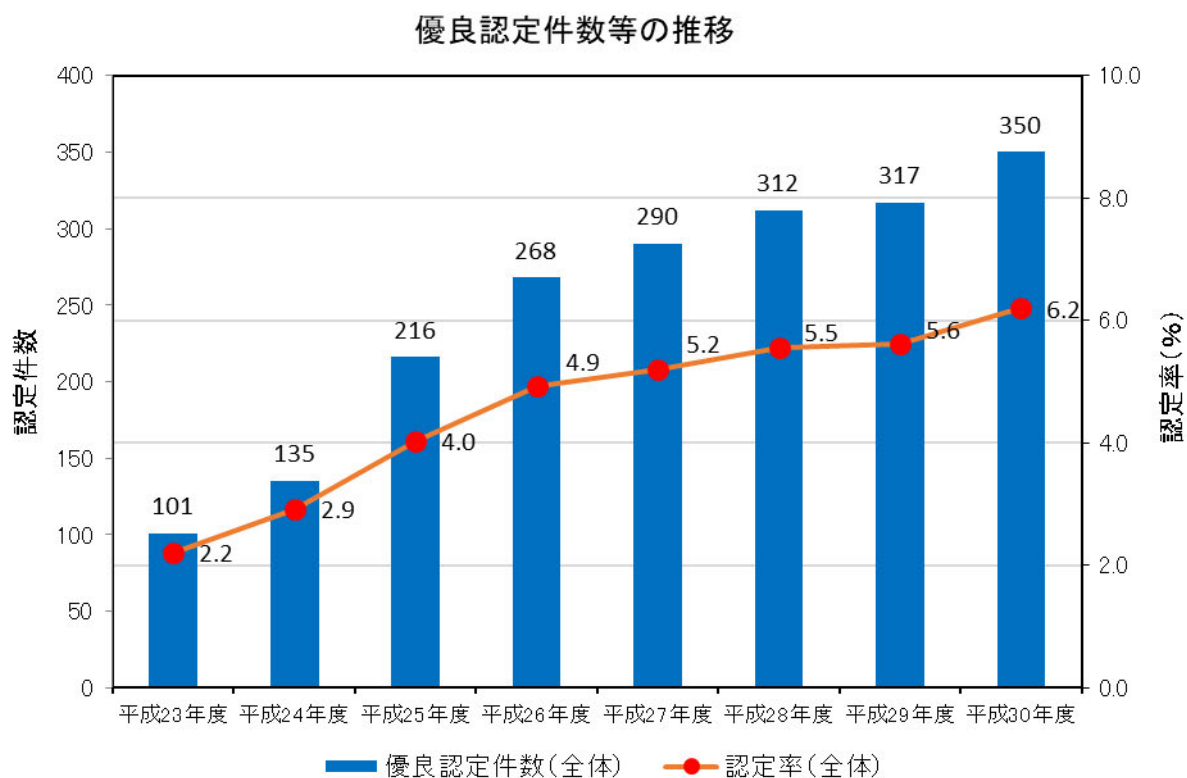
(考え方)

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、不適正処理業者の排除を徹底していくとともに、適正に処理する業者が、不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立つことができるようにすることが重要であるため、本県では廃棄物処理法第5条の5に基づく廃棄物処理計画において、優良認定処理業者の育成を重点課題に掲げ、認定件数を目標に掲げています（廃棄物処理計画の目標値：平成32年度末における優良認定件数420件）。

具体的な取組としては、平成24年度から、環境技術指導員を雇用し、優良認定処理業者の活用を促進するため、個別に多量排出事業者等を訪問し、普及啓発を実施しています。また、優良認定の取得を促進するため、認定取得に必要な手続き等を分かりやすくするための手引書を作成するとともに、説明会の実施など、関係業界団体と連携した取組を実施してきました。

これまでの取組の成果として、本県における優良認定件数や認定率は順調に増加し、優良認定件数等は高水準にあります。今後、更に優良認定処理業者の育成を進め、ひいては、適正処理の底上げを行っていくうえでは、産廃条例に県が優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定を追加し、施策に反映していくことが重要と考えられます。

＜参考＞ 三重県における優良認定件数等の状況



【他都道府県との比較（平成29年度末時点）】

- ・優良認定件数：6番目
- ・認定率：13番目

※47都道府県のうち、上から数えた順位

建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加、 土地所有者等の責務の見直し等

1. 現状

廃棄物処理法の累次の改正や現行の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「産廃条例」という。）の制定により、排出事業者責任の徹底、不法投棄対策の徹底等が図られてきました。また、産業廃棄物の不適正処理の未然防止における土地管理の重要性に鑑み、現行の産廃条例では、土地所有者等の責務を定めています。

しかしながら、依然として、不法投棄等の不適正な処理が発生し、本県における不法投棄の発生件数・発生量は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占めており、その大半は、解体工事により発生したものとなっています。

2. 運用上の課題等について

建設系廃棄物の不法投棄の要因としては、

- ・ 仲介業者、下請業者、孫請業者など重層的な下請構造がある建設工事（解体工事）における元請業者の排出事業者責任の希薄化
- ・ 建設工事（解体工事）から生ずる廃棄物の適正処理に関する発注者の意識不足
- ・ 土地所有者等の適正な管理意識の欠如

などが挙げられ、現行の法律や条例の規定では十分に対応することができていません。

3. 改正の方向性及び目的について

（1）建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、重層的な下請構造に起因して処理責任の所在が曖昧になりやすいため、平成22年の廃棄物処理法の改正によりその処理責任は元請業者にあることが明確化されましたが、県内においては、未だその責任が果たされていない事案が散見されており、元請業者の排出事業者責任の徹底をより一層図ることが必要です。

また、解体工事に伴い生ずる建設系廃棄物の処理費用を負担するのは、発注者となりますが、発注者には適正処理に関する責務がないため、解体工事を発注する際に、できる限り安価で短期間の工事を受注者（元請業者）に求める構造になりやすく、その結果として、適正な廃棄物の処理費用が支払われず、不適正な処理につながっているおそれがあると考えられます。

これらのことから、解体工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理に向けて、受注者（元請業者）から発注者への説明規定を産廃条例に新たに定め、元請業者の意識向上を図り、排出事業者責任の更なる徹底を求めることとしたいと考えています。

- ・受注者（元請業者）から、発注者に解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理に関する事項（廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先・処分方法及び処理費用など）を記載した書面を交付して説明する規定を追加すること。また、解体工事後の産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面（産業廃棄物管理票の写しなど）を交付して説明する規定を追加すること。
- ・受注者（元請業者）の排出事業者としての意識向上を図るため、発注者に対し、解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めるとする規定を追加すること。また、発注者が解体工事から生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に措置を求めるよう努めるとする規定及び知事に通報する義務を追加すること。

（２）土地所有者等の責務の見直し

不法投棄等がなされた土地において、土地所有者等がその土地の管理を怠っている場合、あるいは不適正処理の状況を知りながら放置している場合は、更なる悪化や拡大が懸念される場所ですが、現行の廃棄物処理法や産廃条例では法令上の指導対応が困難な状況にあります。

不適正処理は早期の対応が重要であることから、現行の産廃条例の土地所有者等の責務を見直し、条例に以下の規定を追加したいと考えています。

- ・産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合は、土地所有者等に対し、必要な措置（①行為者が判明しない不法投棄廃棄物の撤去、②立入禁止看板の設置、侵入防止柵の設置など）を講ずべき旨を勧告することができる規定を追加すること。

論点と考え方

【論点一覧】

1. 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加

（1）対象とする建設工事

解体工事のうち、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積80m²以上、工作物等の解体：請負金額500万円以上）については、受注者（元請業者）に対して発注者への説明を義務付け、当該規模未満の解体工事については努力義務としてはどうか。

（2）発注者への説明内容

発注者への説明のため、受注者（元請業者）が交付する書面としては、

- ・工事開始前：廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先・処分方法及び処理費用を記載した書面
- ・工事完了後：産業廃棄物管理票E票の写し、最終処分終了報告のあった電子マニフェスト情報を出力した書面又は同等の内容が記載された書面の交付

としてはどうか。

（3）説明記録の保存

発注者への説明に用いた書面については、発注者の確認（押印又はサイン）を受けたいうえで、受注者（元請業者）に対して5年間保存することを義務付けてはどうか。

（4）条例の実効性の確保

受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明記録を保存していなかった場合、受注者（元請業者）に対して勧告することができる規定を設けてはどうか。また、勧告を受けた受注者（元請業者）がその勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる規定を設けてはどうか。

（5）発注者の役割

受注者（元請業者）の排出事業者としての意識向上を図るため、発注者に対して、解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めるとする規定を設けてはどうか。

また、発注者が、解体工事から生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に措置を求めるよう努めるとする規定を設けるとともに、その旨を速やかに知事に通報する義務を設けてはどうか。

2. 土地所有者等の責務の見直し

（1）土地所有者等の責務のあり方

土地所有者等に対して、早期対応として必要な措置を講ずる責務を求めることは、法令上可能か。

1. 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加

（1）対象とする建設工事

解体工事を伴う建設工事のうち、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積80m²以上、工作物等の解体：請負金額500万円以上）については、受注者（元請業者）に対して発注者への説明を義務付け、当該規模未満の解体工事については努力義務としてはどうか。

（考え方）

小規模な建築物等の解体工事まで説明の義務付けの対象とすると、元請業者や発注者にとって過度な負担となると考えられることから、一定の要件を設けることが妥当と考えられます。

建設リサイクル法では、対象建設工事の元請業者から発注者への分別解体等の計画等に係る事前説明と特定建設資材廃棄物に係る再資源化等に係る内容の報告義務が課されており、その義務の履行と併せて説明することが合理的であることから、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事を発注者への説明の義務付け対象にすることが妥当と考えられます。

一方、小規模な建築物等の解体工事から生じた廃棄物の不適正処理も発生していることから、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事未満の解体工事についても同様の説明手続きに係る努力義務を課することが妥当と考えられます。

(2) 発注者への説明内容

発注者への説明のため、受注者（元請業者）が交付する書面としては、

- ・ 工事開始前：廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先・処分方法及び処理費用を記載した書面
- ・ 工事完了後：産業廃棄物管理票E票の写し、最終処分終了報告のあった電子マニフェスト情報を出力した書面又は同等の内容が記載された書面の交付

としてはどうか。

(考え方)

解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理を確保するうえでは、工事開始前に、廃棄物の種類ごとの発生量、処理費用等を適切に見込んで解体工事全体の計画を立ててもらうことが重要と考えられます。このため、工事開始前に、受注者（元請業者）が廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先・処分方法及び処理費用を記載した書面を発注者に交付し、受注者（元請業者）から発注者に説明することが適切と考えられます。

また、解体工事に伴い生じた産業廃棄物を適正に処理した旨を説明するためには、廃棄物処理法の産業廃棄物管理票による説明が合理的と考えられるため、工事完了後に交付する書面としては産業廃棄物管理票E票の写し又は最終処分終了報告のあった電子マニフェスト情報を出力した書面が適当と考えられます。

なお、受注者（元請業者）自らが産業廃棄物を処理した場合は、産業廃棄物管理票の交付や電子マニフェストの使用が発生しないため、これらと同等の内容が記載された書面により受注者（元請業者）から発注者に説明することが適当と考えられます。

(3) 説明記録の保存

受注者（元請業者）から発注者への説明に用いた書面については、発注者の確認（押印又はサイン）を受けたうえで、受注者（元請業者）に対して5年間保存することを義務付けてはどうか。

(考え方)

今回の改正における目的である元請業者の排出事業者責任の徹底と発注者の意識向上を図るうえでは、受注者（元請業者）が説明を行い、発注者がその内容を確認しておくことが重要であるため、説明に用いた書面に対して発注者の確認（押印又はサイン）を受けることを受注者（元請業者）に義務付けることが適切と考えられます。

また、説明に用いた書面については、廃棄物処理法の排出事業者責任を有する受注者（元請業者）に対して、同法の産業廃棄物管理票の保存義務と同様に5年間保存させることが妥当と考えられます。

(4) 条例の実効性の確保

受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明記録を保存していなかった場合、受注者（元請業者）に対して勧告することができる規定を設けてはどうか。また、勧告を受けた受注者（元請業者）がその勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる規定を設けてはどうか。

(考え方)

本県における不法投棄の発生件数・発生量については、建設系廃棄物の割合が高く、その要因としては、解体工事における受注者（元請業者）の排出事業者責任の希薄化が挙げられます。

今回、新たに規定することを検討している受注者（元請業者）の責務については、県内の解体工事において排出事業者責任が果たされていない事案が発生している状況に鑑み、受注者（元請業者）に対して排出事業者責任の徹底を求めることを目的として設ける規定です。

このため、受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明記録を保存していなかった場合、受注者（元請業者）に対して、これらの責務を果たすよう勧告することができる規定を設けることが適切と考えられます。

さらに、勧告を受けた受注者（元請業者）が、その勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる規定を設けることが適切と考えられます。

(5) 発注者の役割

受注者（元請業者）の排出事業者としての意識向上を図るため、発注者に対して、解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の適正処理の確認に努めるとする規定を設けてはどうか。

また、発注者が、解体工事から生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に措置を求めるよう努めるとする規定を設けるとともに、その旨を速やかに知事に通報する義務を設けてはどうか。

(考え方)

解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は元請業者にあります。県内においては、未だ排出事業者責任が果たされていない事案が散見されています。このため、元請業者の排出事業者としての意識向上を図ることを目的に、発注者の協力を求めることが適切と考えられます。

また、産業廃棄物の不適正な処理の早期発見、早期対応のため、発注者が解体工事から生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、発注者から受注者（元請業者）に措置を求めるよう努めるとする規定を設けるとともに、知事への通報義務を課すことが適切と考えられます。

2. 土地所有者等の責務の見直し

(1) 土地所有者等の責務のあり方

土地所有者等に対して、早期対応として必要な措置を講ずる責務を求めることは、法令上可能か。

(考え方)

不法投棄等がなされた土地において、その後も土地所有者等がその土地の管理を怠っている場合、あるいは不適正処理の状況を知りながら放置している場合は、更なる悪化や拡大が懸念されます。実際、県内においては不法投棄等が発覚した段階で、進入防止等の措置を講じていれば、被害の拡大を防ぐことができたと思われる事案が発生しています。

産業廃棄物の不適正処理の未然防止に関しては、土地の適正管理が重要であることから、現行の産廃条例においても、土地所有者等に対して、所有地等の適正な管理に係る努力義務を課しているところですが、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合にあっては、環境保全上の観点から、土地所有者等に対して、必要な措置（①行為者が判明しない不法投棄廃棄物の撤去、②立入禁止看板の設置、侵入防止柵の設置など）の実施について勧告することは妥当と考えられます。